

横浜市救急医療センター指定管理者選定評価基準

項目		審査の視点	配点	係数	合計	
1	団体の状況 (15点)	(1) 団体の理念・基本方針	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、救急医療センターの設置目的と合致しており、管理運営者としてふさわしいものであるか。	5	1	5
		(2) 財務状況	団体の財務状況が健全であり、指定管理業務を安定して行うだけの財政基盤を備えているか。	5	1	5
		(3) 応募理由	施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5	1	5
2	基本方針 (5点)	(1) 事業実施の基本方針	救急医療センターの役割や特色を活かした事業展開が示されているか、本市救急医療体制への効果などが考えられているか。	5	1	5
3	職員配置・育成 (10点)	(1) 職員の確保、配置及び育成に対する考え方	救急医療センターを運営していく上で、必要な職員の確保、適正な配置及び育成、研修についての考えや計画についての提案がされているか。	5	2	10
4	施設の管理 運営 (40点)	(1) 施設・設備の維持保全及び管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全計画となっているか。	5	1	5
		(2) 小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5	1	5
		(3) 事故防止体制・緊急時の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5	1	5
		(4) 防災に対する取組	市防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	5	1	5
		(5) 利用者の意見・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情への対応について、具体的な提案がされているか。	5	2	10
		(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5	2	10
5	事業計画 (60点)	(1) 事業計画、事業展開	○夜間急病センター事業 診療体制の確保について、具体的な計画があり、他の医療機関への転送の方策などが示されているか。	5	6	30
			○救急医療情報センター事業（救急医療機関情報の収集・提供） 救急医療情報センターの機能が十分に活用され、確実な情報提供がされるような具体的な計画となっているか。	5	2	10
			○救急医療情報センター事業（小児救急電話相談） 看護師による相談・助言業務の効果的な事業展開についての視点と具体的な計画が示されているか。	5	2	10
			○その他救急医療センターで実施する事業	5	2	10

6	収支計画及び指定管理料 (20点)	(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5	2	10
		(2) 経費節減への取組	経費節減への取組に関する具体的な提案がされているか。	5	2	10
7	前期の指定管理業務の実績 (12点)	(1) 前期の指定管理業務の実績	○夜間急病センター事業	4	1	4
			○救急医療情報センター事業（救急医療機関情報の収集・提供）	4	1	4
			○救急医療情報センター事業（小児救急電話相談）	4	1	4
合 計						162

<選定方法>

1	「審査の視点」に基づき、各項目について以下の基準で採点を行います。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"> 悪い 普通 良い 不適切 ← → 適切 1 2 3 4 5 </p> </div> <p>※前期の指定管理業務の実績について</p> <p>(1) 前期の実績評価の選定に占める割合は、10%以下とします。(競争性の阻害を最小限とするため)</p> <p>(2) 加点だけでなく、要求水準を下回った場合には減点を行います。</p> <p>(3) 最低限の要求水準を満たすだけでは加点しません。</p> <p>(4) 上記の考え方により、評価点数は次の4段階で採点します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"> 悪い 普通 優秀 極めて 不適切 優秀 -2 0 +2 +4 </p> </div>
2	出席委員全員の総得点を選定評価委員会としての審査結果とし、公表します。
3	質の担保をはかるため、最低基準を設けます。最低基準は、1～6の項目の合計点の60%とします。 (例: 5人出席の場合の最低基準点: 150点×5人×60%=450点) 最低基準を満たさない場合は、選定されず、再度公募を行います。 また、最低基準を満たしていても、著しく点数の低い項目がある場合は、選定評価委員会で協議することとします。